

大阪歴史博物館利用料金要項

制定 平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 38-5 号

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪歴史博物館利用規程(以下「規程」という。)第 11 条利用料金について、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付時期)

第2条 規程第 11 条第 1 項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)は、あらかじめ館長が定める日までに支払わなければならない。

(附属設備の利用料金)

第3条 規程第 11 条第2項に定める附属設備の種別及び金額は、別表のとおりとする。

(特別設備)

第4条 規程第 12 条の規定による特別の設備に係る費用は、施設の使用許可を受けた者の負担とする。

(施行の細目)

第5条 この要項の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規定の施行前に納付された利用料金については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

区分		単位	金額		
			午前	午後	全日
講堂	音響設備(マイク付)	1 式	3,900 円	3,900 円	7,800 円
	客室後方・側面スピーカー	1 式	2,200 円	2,200 円	4,400 円
	はね返しスピーカー	1 式	1,100 円	1,100 円	2,200 円
	グランドピアノ	一台	3,500 円	3,500 円	7,000 円
	BD プレーヤー(プロジェクター付)	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
	DVD プレーヤー(プロジェクター付)	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
	プロジェクター	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
	サスペンションライト(12 台以内)	1 式	2,100 円	2,100 円	4,200 円
	サスペンションライト(24 台以内)	1 式	4,200 円	4,200 円	8,400 円
	ボーダーライト	1 式	1,000 円	1,000 円	2,000 円
	ステージライト(スポットライト付)	1 式	1,700 円	1,700 円	3,400 円
	ピンスポットライト	1 台	1,700 円	1,700 円	3,400 円
	シーリングライト	1 式	1,700 円	1,700 円	3,400 円
	金屏風	1 双	800 円	800 円	1,600 円
	冷房設備、暖房設備	1 式	600 円	800 円	1,400 円
研修室	拡声装置(マイク付)	1 式	1,800 円	1,800 円	3,600 円
	BD プレーヤー(プロジェクター付)	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
	DVD プレーヤー(プロジェクター付)	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
	プロジェクター	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
その他	拡声装置(マイク付)	1 式	1,800 円	1,800 円	3,600 円
	ポータブル液晶プロジェクター	1 台	1,900 円	1,900 円	3,800 円
	音声ガイド	1 台 1 回につき			400 円

備考 この表中「午前」とは午前 9 時 30 分から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までをいい、「全日」とは午前 9 時 30 分から午後 5 時までをいう。